

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年4月17日

高知県知事 濱田 省司 殿



提出者

住 所 三重県松阪市嬉野新屋庄町565-1

氏 名 辻製油株式会社 代表取締役社長 辻 威彦

電話番号 0598-42-1711（高知工場0887-35-3811）

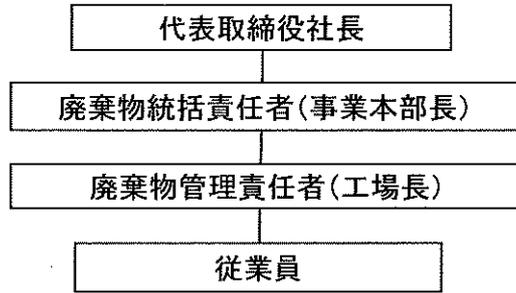
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	辻製油株式会社 高知工場
事業場の所在地	高知県安芸市伊尾木1804-2
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	香料製造業
②事業の規模	製品出荷額505百万円（前年度実績）
③従業員数	8人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	原材料から成分を抽出・蒸留した後に発生した動植物性残渣は、収集運搬業者及び処分業者（埋立）及び中間処理業者（焼成、破碎）に委託し処理されます。廃プラスチック類は中間処理業者（圧縮）に委託し処理されます。

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 高知工場における管理体制図



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (令和4年度) 実績】			
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック類	
	排出量	2,357.31 t	28 t	
	(これまでに実施した取組) ○加工用原料&飼料化にむけて 乾燥機メーカーでの試作を継続的に実施し、粉末化の検討を進めているが、エネルギーコスト等の経費増により事業化は要検討。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック類	
	排出量	1800 t	24 t	
	(今後実施する予定の取組) ○本年度の収穫数量が多い予想であり、前年より増加傾向ではあるが、現在バイオガス原料としての有効活用に向けて取り組みを行っているため産業廃棄物としての排出数量は減少予定。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○従業員が排出する飲料容器は再資源化するために分別しています。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○現状の取組のとおり今年度も実施予定

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.02 t	t
	(これまでに実施した取組) ○加工用原料として（試作用として） ○飼料用原料として（試作用として）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	1 t	t
	(今後実施する予定の取組) ○加工用原料として（今後に向けた試作用として） ○飼料用原料として（今後に向けた試作用として）		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 実績なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 実績なし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組) 実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組) 実績なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック類
	全処理委託量	2,357.31 t	28 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1544.31 t	
	再生利用業者への処理委託量	813.00 t	28 t
	認定熱回収業者への処理委託量		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	(これまでに実施した取組)		
	○加工用原料&飼料化にむけて 乾燥機メーカーでの試作を継続的に実施し、粉末化の検討を進めているが、エネルギーコスト等の経費増により事業化は要検討。		
	○バイオガス原料 廃棄物処理数量の減少に向け、バイオガス原料としての有効活用に向けて取り組みを行っている。		

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラスチック類	
	全処理委託量	1800 t	24 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	1000 t		
	再生利用業者への処理委託量	800 t	24 t	
	認定熱回収業者への処理委託量			
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			
(今後実施する予定の取組) ○現状の取組のとおり今年度も実施予定				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。